

須坂市景観をいかしたまちづくり条例施行規則の一部を改正した規則(2022年6月29日決議)

(2022年7月1日施行)

須坂市景観をいかしたまちづくり条例施行規則（平成25年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 別表第1の左欄に掲げる行為であつて、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものにあつては、次に掲げる図書

ア 行為を行う土地の区域及び完成予想図を作成した眺望点（地域にとって重要な景観を眺望できると市長が認める地点その他の不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。ウにおいて同じ。）の位置を表示する図面で縮尺2万5,000分の1以上のもの

イ 完成予想図

ウ 眺望点の関係者、行為を行う土地の周辺地域の住民等に対して説明を行った場合にあつてはその状況を明らかにする書面、当該説明を行っていない場合にあつてはその理由を記載した書面

エ 太陽光発電施設（一団の土地に設置されるものであつて、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。以下同じ。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）にあつては、当該太陽光発電施設の周辺の景観に対する配慮の状況を明らかにする書面

第7条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1) (第6条関係)

行為	規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートルを超え、かつ、当該行為に係る部分の建築面積1,000平方メートルを超えるもの
電気供給又は電気通信のための施設の建設等	当該工作物の高さ20メートルを超えるもの
太陽光発電施設の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計500平方メートル（景観育成重点地区にあつては10平方メートル）を超えるもの

土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積1ヘクタールを超え、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの
土地の形質の変更	変更に係る土地の面積1ヘクタールを超え、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの